

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第13-21-00013号		
件名	清田区営業拠点候補用地ほか草刈業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,298,000 円	主管課	13 財務課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	A0000007837 玉木建設		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 岩崎造園土木		1,298,000					
(株) 栄商		1,600,000					
(株) ガーデン鈴木		1,310,000					
(有) 菊水建設		2,000,000					
玉木建設		1,180,000					落札
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第36-21-00032号		
件名	配水センター庭園整備業務		
入札（見積）年月日	令和 5年 5月 10日	午前 9時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	1,969,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000112420（株）ガーデン鈴木		

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) 栄商		2,850,000					
(株) ガーデン鈴木		1,790,000					落札
(有) 菊水建設		1,900,000					
(株) サンコー緑化		3,190,000					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第36-21-00043号		
件名	平岸配水池ほか庭園整備業務		
入札（見積）年月日	令和 5年 5月 10日	午前 9時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	5,467,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000112420（株）ガーデン鈴木		

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) 栄商		6,150,000					
(株) ガーデン鈴木		4,970,000					落札
(有) 菊水建設		7,000,000					
道央緑化（株）		5,700,000					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第64-21-00005号		
件名	中沼処分場現況調査業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	4,158,000 円	主管課	64 施設管理課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000001820 応用地質(株)北海道事務所		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
応用地質(株)北海道事務所							落札
		3,780,000					
(株)環境プロジェクト							
		4,300,000					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第36-21-00033号		
件名	高区配水施設消防設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,710,500 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012030 東京防災設備(株)		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
アンスル(株)		1,680,000					
株)ユニ商会		1,700,000					
江東産業(株)		1,750,000					
東京防災設備(株)		1,555,000					落札
東洋防災(株)		1,670,000					
北海道総合防災設備(株)		1,700,000					
(株)北海道ニッタン サービスセンター		1,640,000					
(株)ヤシマ商会		1,780,000					
(有)北海道防災設計		1,740,000					
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 高区配水施設計装設備点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務の対象となる計装設備は、配水池・ポンプ場・配水幹線の配水量・水位等を計測し、運転制御及び配水情報管理システムによって監視するものであり、高区配水施設の運用に必要不可欠な重要な設備である。
当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有するシステム独自の設計データがなければ、機能診断及び劣化診断における良否判断が不可能である。
標記業者は保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第15-21-00033号		
件名	上下水道料金システムの再構築に係る顧客管理システムの変更開発		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	50,432,800 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000016360 (株)日立製作所 北海道支社		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)日立製作所 北海道支社		45,848,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 : 上下水道料金システムの再構築に係る顧客管理システムの変更開発
- 2 特定業者 : 株式会社日立製作所 北海道支社
- 3 特定理由 : 本業務は令和3年度～令和6年度にかけて上下水道料金システムを再構築するにあたり顧客管理システムと連携する部分の変更開発を行うものである。
本業務遂行の条件として、①顧客管理システムの機能・構造について十分に理解・把握していること②機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実にできること③障害発生時、業務に影響を与えず迅速・確実に対応可能な体制が確立されていることが必須である。
当該業者は、顧客管理システムの製造者かつ運用保守業務の受託者であり、上記条件の全てを満たす唯一の業者である。よって、本業務を履行できるのは当該業者以外にない。
- 4 根拠規定 : 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

業者特定理由書

下記の理由により、見積業者を特定することといたしたい。

記

1. 件名

令和5年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務

2. 業者名

一般財団法人北海道交通安全協会（北海道交通安全活動推進センター）

3. 業務の内容

令和5年度施工予定の水道幹線工事を円滑に施工するための広報企画、及び広報活動

4. 特定理由

本業務は、本局が行う水道幹線工事に伴う交通規制や迂回路等を設定するとともに、工事に関連する事業者（運送事業者等）等に事前周知を行い、工事区間における安全かつ円滑な通行を確保することを目的としたものである。

当該業務の履行にあたっては、

- ① 交通規制及び迂回路の設定に際し、専門的知識と経験を有していること。
- ② 北海道警察本部及び所轄警察署との協議・調整を図ることができること。
- ③ 交通規制の周知を必要とする交通・運送事業者等及びその関係機関、団体等を把握していること。
- ④ 広報活動における実績を有していること。

以上の条件を満たしていることが不可欠である。

上記団体は、道路交通法第108条の31に定めるところにより、道路交通の安全確保を目的に、交通規制に関する広報活動を行う機関として、道内で唯一、公安委員会より指定された法人であり、上記条件をすべて満たす業者は当団体以外にはない。

5. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号